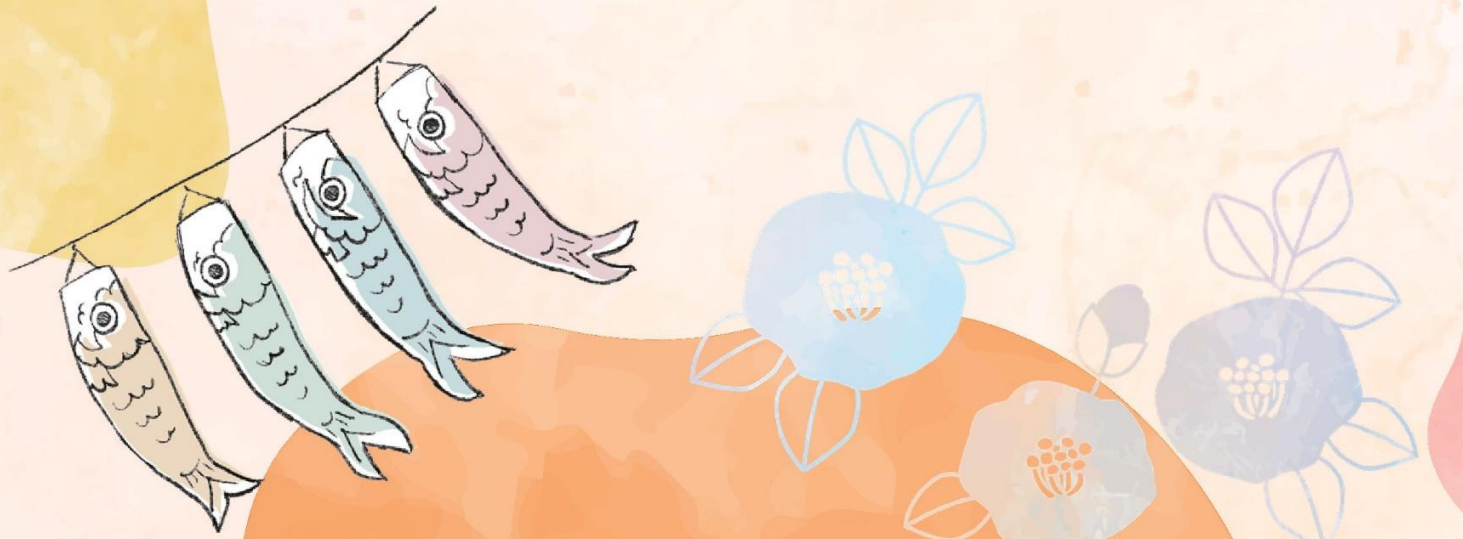


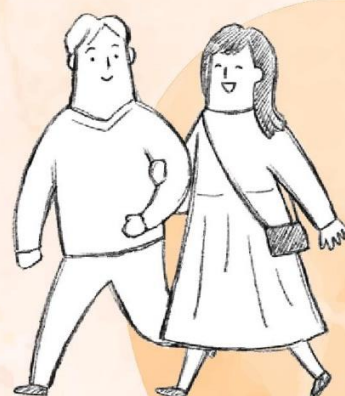


第3期

垂井町子ども・子育て 支援事業計画

概要版

みんなでつくろう、
こどもの笑顔があふれるまち



令和7年3月

計画策定の趣旨と背景

垂井町では、核家族化や地域のつながりの希薄化など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応し、次代の社会を担うこどもたちを健やかに産み育てる環境の整備を図るため、平成27年に「垂井町子ども・子育て支援事業計画」を策定後、現行計画である「第2期垂井町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、こどもの育ちと子育て支援に取り組んできました。

このたび、第2期計画における取組の成果や課題を踏まえ、さまざまな主体と連携し、地域のみんなで子育てを支える取組をより一層促進していくため、第3期垂井町子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

本計画を推進し、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、「子育てファーストタウンたるい」を旗印に、町民や地域の子育て支援団体などと協働し、地域のみんなで子育てを支える取組を進めていきます。

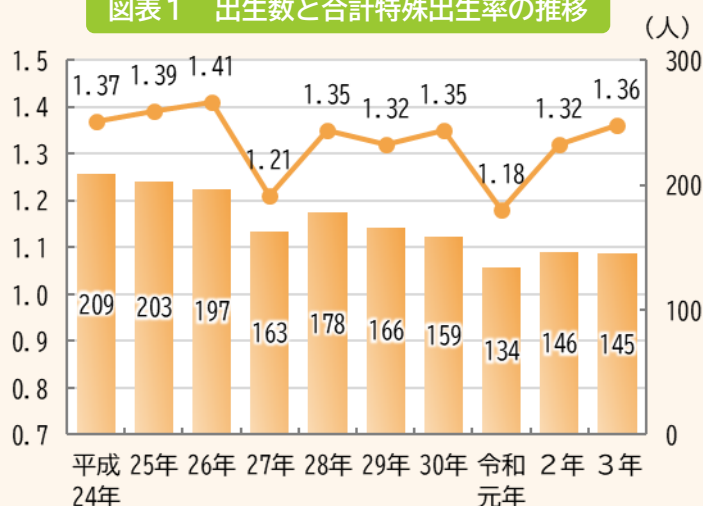
こどもの状況

本町の令和3年の出生数は145人です。平成25年までは200人を上回っていましたが、平成26年に200人を割り込み、令和元年からは150人を下回りました。

合計特殊出生率は、令和3年は1.36となっており、岐阜県（1.40）を下回っていますが、全国（1.30）より上回っています（図表1）。

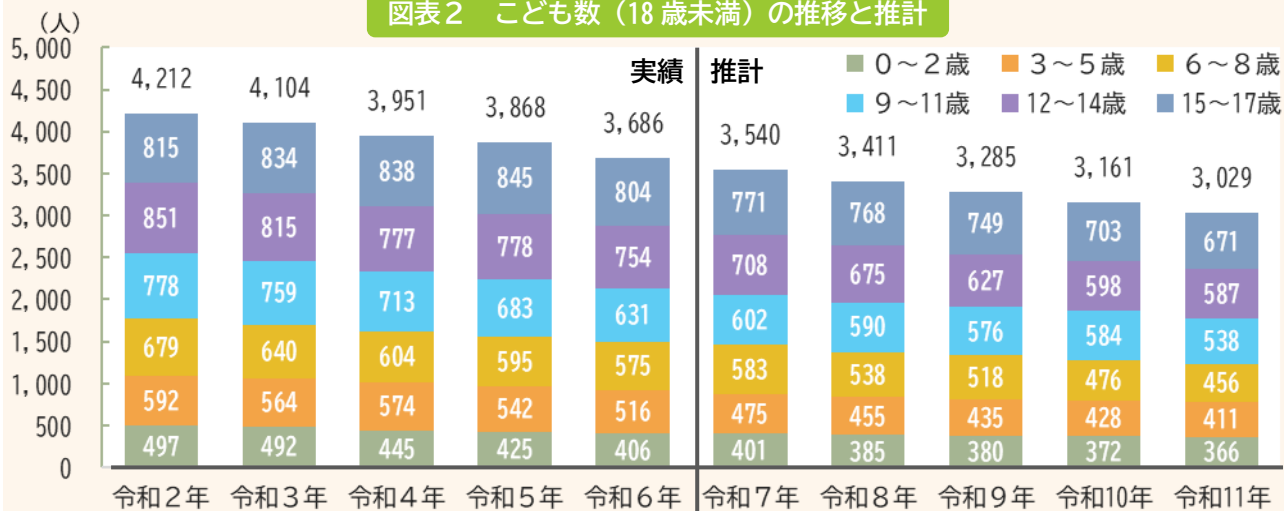
令和6年4月1日現在の本町の子ども数（18歳未満人口）は、3,686人となっています。今後も減少傾向が続くと予測されます（図表2）。

図表1 出生数と合計特殊出生率の推移



資料：西濃地域の公衆衛生

図表2 こども数（18歳未満）の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

計画の位置づけと期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に定める市町村行動計画及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第 10 条に定める市町村計画の内容を包含し、一体的に策定する計画として位置付けます。

また、本町の上位計画である「垂井町第 6 次総合計画」をはじめ、他の関連する計画と整合性を図り、策定を行います。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第 2 期					第 3 期				

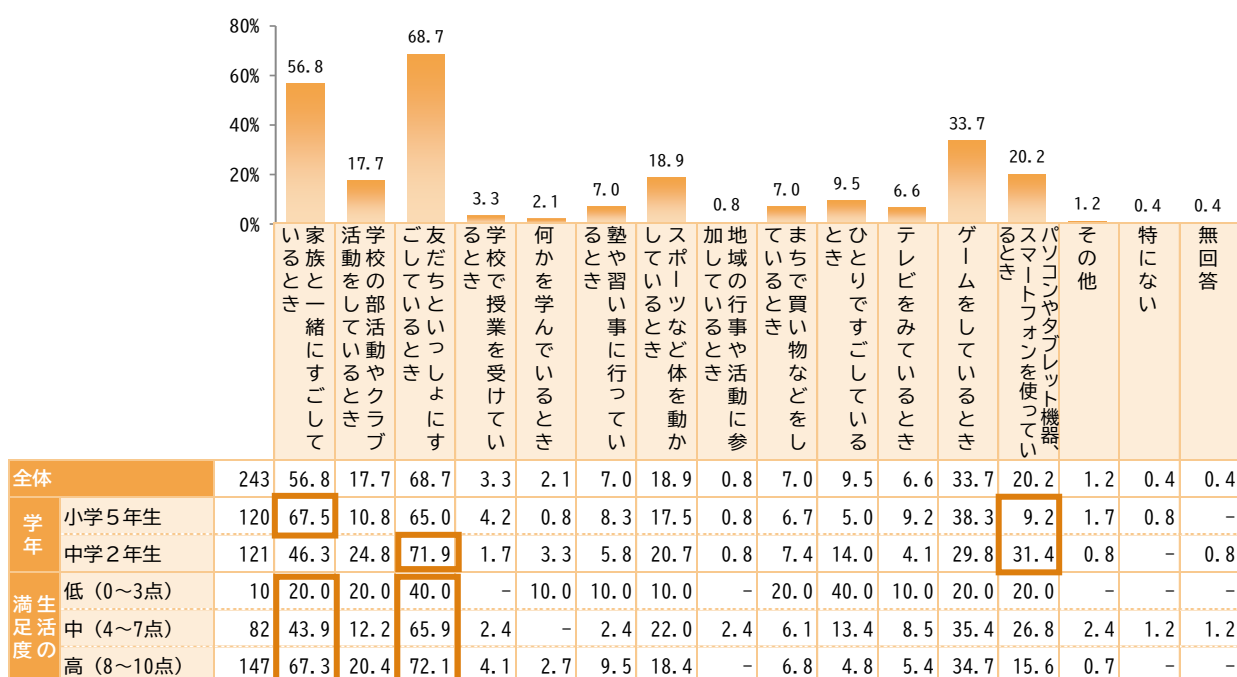
アンケート結果からみえる現状

小中学生本人に対するアンケート調査で「普段の生活の中で一番楽しさを感じるのはどんなときか」という質問をしたところ、全体では「友だちといっしょにすごしているとき」が 68.7%で最も多く、次いで「家族と一緒にすごしているとき」が 56.8%、「ゲームをしているとき」が 33.7%となっています。

学年別でみると、「小学 5 年生」では「家族と一緒にすごしているとき」が 67.5%、「中学 2 年生」では「友だちといっしょにすごしているとき」が 71.9%と最も多くなっています。また、「パソコンやタブレット機器、スマートフォンを使っているとき」と回答した割合は「小学 5 年生」の 9.2%に対し、「中学 2 年生」は 31.4%となり、その差は 22.2 ポイントとなっています。

生活の満足度別でみると、満足度が高いほど「家族と一緒にすごしているとき」「友だちといっしょにすごしているとき」が多くなっています。

図表 3 普段の生活の中で一番楽しさを感じるのはどんなときか（小学 5 年生・中学 2 年生）



資料：こどもの生活状況に関するアンケート調査（令和 6 年 4 月）

基本理念と計画の体系

これまで取り組んできた子育て支援のさらなる充実を図っていくため、引き続き「みんなでつろう、こどもの笑顔があふれるまち」を基本理念に掲げます。

さまざまな主体と連携して子ども・子育て支援に取り組み、すべてのこどもの笑顔があふれる「こどもまんなか」の幸せなまち“子育てファーストタウンたるい”を推進します。

基本理念

みんなでつろう、こどもの笑顔があふれるまち

基本目標1

地域みんなで
子育てを支えるまち

施策

- 1 地域ぐるみの子育て支援の促進
- 2 地域での交流の場づくり
- 3 共働き・共育での推進

基本目標2

こどものライフ
ステージに応じた
成長を支えるまち

施策

- 1 乳幼児期の子育て支援の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 こどもが夢を育める場の整備
- 4 こどもの居場所づくり

基本目標3

安心して子育てを
し続けられるまち

施策

- 1 子育てと仕事が両立できる環境づくり
- 2 子育て支援サービスの充実と社会参加の促進
- 3 子育て不安の解消
(相談・情報提供・仲間づくり)
- 4 子育て家庭への経済的支援の充実

基本目標4

親と子が心身ともに
健やかに暮らせるまち

施策

- 1 母子保健サービスの充実
- 2 食育の推進
- 3 小児医療等の充実

基本目標5

援助を必要とする
こどもと家庭を
支えるまち

施策

- 1 児童虐待防止の強化
- 2 障がいのあるこどもへの支援
- 3 ひとり親家庭への支援
- 4 こどもの貧困の解消に向けた対策
- 5 ヤングケアラーへの支援
- 6 多胎児家庭への支援
- 7 在住外国人への子育て支援

5つの基本目標と施策の展開

基本目標1 地域みんなで子育てを支えるまち

子育て家庭を地域全体で支えるため、子育て意識の向上を図り、大人とこどもの交流の場づくりを促進します。また、次代の親となる世代に子育ての楽しさやすばらしさを伝えるとともに、共働き・共育で支援を進め、地域みんなで子育てを支える施策を総合的に展開します。

施策1 地域ぐるみの子育て支援の促進

子育て支援団体への支援／見守り活動の推進／ボランティア体験の機会の提供／コミュニティ・スクール／主任児童委員、児童委員の活動支援／地域ぐるみの子育て支援への意識啓発

施策3 共働き・共育での推進

中高生の保育体験の促進／家庭教育学級の充実／男女共同参画社会の推進／男性の子育て等の促進

施策2 地域での交流の場づくり

青少年健全育成活動の推進／地域の大人とこどもの交流／こどもの地域活動への参加促進

基本目標2 こどものライフステージに応じた成長を支えるまち

乳幼児期の子育てや幼児・学校教育の充実を図り、社会のなかでのさまざまな体験を通して、こども自らが学び、主体的に考え行動することで、心豊かな人間性と夢を育み、自立して生きる力を身に付けられるような活動の場を整備し、こどもの健やかな成長を支えます。

施策1 乳幼児期の子育て支援の充実

保育・教育環境向上のための施設の整備／乳幼児期の保育・幼児期からの教育の充実／ブックスタートの充実

施策3 こどもが夢を育める場の整備

こどもの意見表明の場づくり／こどもが参画する学びの場づくり／こども・親子向け講座・教室等の拡充

施策2 学校教育の充実

I C T教育環境の充実／情報教育の推進／道徳教育・人権教育・福祉教育の充実／学校保健の充実／認定こども園、小中学校、高等学校の連携／小中学校における特別支援教育の充実／いじめや不登校などの未然防止／S O Sの出し方に関する教育／相談機関の充実と関係機関との連携

施策4 こどもの居場所づくり

公園の整備／屋内遊び場の充実／園庭・校庭の開放／図書館の充実／放課後子ども教室の検討／こども食堂

基本目標 3

安心して子育てをし続けられるまち

地域社会の変容や核家族化の進展、共働き世帯の増加により、子育て家庭が求める支援が多様化する中、妊産婦、子育て世帯、こどもへの切れ目ない相談支援を行い、安心して子育てできる支援の充実を図ります。

施策1 子育てと仕事が両立できる環境づくり

育児休暇・育児休業制度等の周知／再就職等のための情報提供／母性健康管理指導事項連絡カードの周知／ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供／多様な働き方に関する意識啓発／保育士確保対策事業の実施

施策2 子育て支援サービスの充実と社会参加の促進

保育ICTの充実／低年齢児保育の確保／延長保育の確保／休日保育の検討／病児保育の拡充／放課後児童健全育成事業（留守家庭児童教室）の充実／一時預かり保育の実施／ファミリー・サポート・センター事業の検討／子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施／子育て世帯訪問サポート事業の実施／児童育成支援拠点事業の検討／親子関係形成支援事業の検討／民間活力の活用

施策3 子育て不安の解消（相談・情報提供・仲間づくり）

こども家庭センターの運営／養育支援訪問事業の実施／地域子育て支援センター事業の充実／乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施／妊産婦・乳幼児の災害への備え／子育てサポートブックの配布／インターネットによる情報提供

施策4 子育て家庭への経済的支援の充実

児童手当／乳幼児医療費の助成／保育料等の軽減／小中学校の給食費無償化／巡回バス「親子パス」／妊婦のための支援給付金／第2子以降出産祝金／高等学校就学準備等支援金

基本目標 4

親と子が心身ともに健やかに暮らせるまち

親と子が心身ともに健やかに暮らすため、安心してこどもを産み育てることができる環境の充実、乳幼児に対する健康診査や事後指導などの相談体制の充実、医療機関との連携協力を努め、母子保健の推進を図ります。

施策1 母子保健サービスの充実

子育て世代の健康診査の充実／不妊に対する支援／妊産婦健康診査の受診率の向上／伴走型相談支援の充実／ハイリスク妊婦への適切な支援／産後ケアの実施／乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の推進／乳幼児健康診査の充実

施策2 食育の推進

妊娠期からの食育の充実／給食を通じた食育の推進／親子の料理教室等の開催／栽培・収穫から調理までの体験学習の実施

施策3 小児医療等の充実

予防接種の推進／子ども医療電話相談事業の周知／救急医療の知識の普及

基本目標 5

援助を必要とする子どもと家庭を支えるまち

すべての子どもの人権が尊重され、身近な地域で自立した生活ができるよう、障がい、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など、援助を必要とする子どもや家庭に対して、きめ細やかな取組を推進します。

施策1 児童虐待防止の強化

児童虐待防止の啓発／医療機関との連携強化／要保護児童対策地域協議会／こども家庭センターの運営（再掲）

施策2 障がいのある子どもへの支援

療育ネットワークの確立／児童発達支援事業の充実／障がい児保育の充実／きょうだい児の支援／相談体制の充実／公立こども園の医療的ケア児の受け入れ／放課後児童健全育成事業（留守家庭児童教室）の障がいのある児童の受け入れ／放課後等デイサービス

施策3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立支援／巡回窓口の実施／ひとり親家庭への経済的支援／認定こども園入園や留守家庭児童教室利用への配慮

施策4 こどもの貧困の解消に向けた対策

教育の支援／生活の安定に資するための支援／保護者の就労支援／経済的支援

施策5 ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラー支援体制の強化

施策6 多胎児家庭への支援

多胎児家庭への支援

施策7 在住外国人への子育て支援

外国語による子育て支援情報の提供／通訳サービス

事業ごとの確保の内容

1 幼児期の教育・保育事業

区分	年齢	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳	人	131	131	131	131	131
2号認定	3～5歳	人	579	579	579	579	579
3号認定	0歳	人	30	30	30	30	30
	1歳	人	102	102	102	102	102
	2歳	人	143	143	143	143	143

2 地域子ども・子育て支援事業

事業名	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延長保育事業	人	60	65	71	78	85
放課後児童健全育成事業（留守家庭児童教室）	人	260	260	260	260	260
子育て短期支援事業	人日	5	5	5	5	5

事業名		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域子育て支援拠点事業		人日	6,737	6,468	6,384	6,250	6,149
一時預かり事業	幼稚園型	人日	0	0	0	0	0
	幼稚園型以外	人日	1,056	929	818	720	633
病児保育事業		人日	120	120	120	120	120
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		人日	0	0	0	0	0
利用者支援事業 (こども家庭センター)		か所	1	1	1	1	1
妊婦健康診査		人	131	129	126	125	122
乳児家庭全戸訪問事業		人	124	122	119	118	116
養育支援訪問事業		世帯	12	12	12	12	12
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		—	継続して実施				
実費徴収に係る補足給付を行う事業		—	今後の利用ニーズを踏まえ、事業化を検討				
多様な事業者の参入促進・能力活用事業							
子育て世帯訪問支援事業							
児童育成支援拠点事業							
親子関係形成支援事業							
利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援))		回	393	386	377	374	367
産後ケア事業		人日	6	6	6	6	6
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)		人日	0	12	12	12	12

計画の推進に向けて

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。

計画の進捗評価のイメージ(PDCA サイクル)



第3期 垂井町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月：令和7年3月発行

編集・発行：垂井町 子育て推進課

住 所：〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代 2957 番地の 11

T E L：0584-22-7506 (直通) F A X：0584-22-5180